

# 国見町水道事業基本計画

～安定供給で安全・安心な町民生活の実現をめざして～



平成23年8月

国見町水道事業

# ご あ い さ つ



国見町の水道は、昭和32年の創設以来、町勢の発展に応じて、施設の拡張を行い、安定給水に努めてきました。

これは、決して恵まれた水源事情でない中で、常に時代の流れと需要の動向を見極めながら、水源確保に努めてきた先人たちの成果であると考えています。

近年、水道事業を取り巻く環境は、国際化の進展や行政改革・規制緩和を背景とした民間委託の推進など、経営の効率化を強く要請され、また、環境保全といった今日的な課題への対応を求められるなど、大きく変化しています。

3月11日に発生した東日本大震災は、国見町においては県内最大の震度6強を観測し、水道管の破損などライフラインに多大な被害をもたらしました。また、原発事故に伴う放射性物質による環境被害や健康に対する不安、さらに様々な風評被害を与えました。

このよう中で、水道水の水質や災害時における給水の確保など、安全・安定についての町民ニーズも高まっています。一方、水需要は、長引く景気低迷に加え、少子・高齢化、環境に配慮した循環型社会という時代の潮流の中、減少傾向となっています。

国見町では、第5次国見町振興計画の基本理念「国見町民であることに喜びと誇りを持ち、心あわせて希望に満ちた未来を創るまち」をもとに、町民と行政がよりよいパートナーシップを形成し、協働してまちづくりに取り組み、将来像である「心あわせ希望に満ちた豊かで生きがいのある国見町」を進める施策として、上水道の充実を図ることとしています。

国見町水道事業基本計画の策定は、創設50年を経過し新たな時代の事業推進へ向けて、そして、摺上川ダムが完成し本格受水を開始したことを受けて、まさに拡張から維持管理時代への転換として、より良い水道を次の世代へと引き継ぐことの歴史的意義を感じています。

私たちは、この基本計画をもとに、町民の皆様と協働して、「安定供給で安心・安全な町民生活の実現をめざして」を基本理念とし、水道事業のさらなる発展に向けて努力して参りたいと考えています。なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成23年 8月

国見町水道事業

国見町町長

佐藤

力

# 目 次

ごあいさつ

I	国見町水道事業の基本理念	1
1.	基本理念	1
2.	基本方針	1
3.	行動指針	2
II	計画の策定方針	3
1.	計画の趣旨と位置付け	3
2.	計画期間	4
3.	施策目標	5
III	施策の体系図	6
IV	水道事業の現状と課題	7
1.	事業の沿革	7
(1)	水道事業の創設	7
(2)	拡張事業	8
(3)	これからの水道	9
(4)	拡張事業の経過	11
(5)	事業の推移	12
2.	課題の整理	
(1)	現状と課題	13
V	アクションプラン（具体的な取組み）	19
1.	町民から信頼される水道を創る	19
(1)	受水体制の確立	20
(2)	維持管理の強化	21
(3)	水質管理の強化	21
(4)	災害対策の強化	22

(5) 環境への配慮	22
2. 町民の満足度を向上させる	24
(1) 広報広聴の充実	25
(2) 窓口サービスの充実	25
(3) 給水装置維持管理の促進	26
(4) 助成制度の検討	27
(5) 未普及地域解消	27
3. 経営の健全化を図る	29
(1) 健全経営への取組み	30
(2) 事業評価による品質向上	31
(3) 漏水防止対策	32
(4) 業務の効率化	32
4. 人材の育成と活用を図る	33
(1) 専門的能力の向上と意識改革	34
(2) 組織の活性化	34
(3) 職務満足度の向上	34
数値目標2020	35
VI 実現に向けて	36
VII 参考資料	37
国見町水道事業基本計画策定の経緯	38
用語説明	39

# I 国見町水道事業の基本理念

## 1. 基本理念

「国見町水道事業基本計画」の策定に当たり、本町水道事業運営の「基本理念」を明示し、良質で安全な水道水の供給を通じて、町民生活の向上に貢献していくための指針として制定しました。

### ◆基本理念（ミッション）◆

わたしたちは、最高のサービスにチャレンジし、「安定供給で安全・安心な町民生活の実現」をめざします。

わたしたちは、町民と協働して、水環境を守りながら、自然の恵みである「水」を通して、最高のサービスにチャレンジし、「安定供給で安全・安心な町民生活の実現」をめざすものです。

## 2. 基本方針

水道事業には365日、24時間休みなく、安全で良質な水を安定して供給しなければならない使命があります。ライフラインという言葉が示すように、水道はまさに町民生活の生命線であり、人々が毎日を暮らしていくうえで必要不可欠なものです。

基本理念の実現に向け、今後の水道事業の進むべき方向を示す4つの「基本方針」を策定しました。

### ◆基本方針（ビジョン）◆

1. 町民から信頼される水道を創る
2. 町民の満足度を向上させる
3. 経営の健全化を図る
4. 人材の育成と活用を図る

■ 町民から信頼される水道を創る

将来にわたり、安全で良質な水を安定して供給するために、水質管理体制の強化、施設の更新や耐震化を進め、平常時はもとより非常時でも供給できる水道を構築します。

■ 町民の満足度を向上させる

町民の視点に立ち、情報公開を積極的に推進し、水道事業に対する関心や参画意識を高めます。多様化するニーズや社会情勢に対応し、提供するサービスの質及び利便性を向上させることにより、町民の満足度を高めていきます。

■ 経営の健全化を図る

経営環境の変化等を踏まえ、中長期的な視点に立った経営計画を策定し、より一層計画性、透明性の高い水道事業経営の推進を図ります。選択と集中により事業を推進し、コスト縮減に努め、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）により、適切な計画の見直しを実施します。

■ 人材の育成と活用を図る

職員の技術・能力の強化を図るとともに、常に職員間で目標を共有し、組織が一丸となって変革に取り組める環境をつくります。

### 3. 行 動 指 針

私たち職員は、基本理念の実現に向けて、共通の価値基準を持って行動してまいります。その価値基準を、行動指針として決めました。

#### ◆行 動 指 針◆

- 一、思いやりを持ち常に誠実な心で対応します
- 一、責任を持って適切かつ迅速に行動します
- 一、向上心を持ちより高い目標に向かってチャレンジします

## Ⅱ 計画策定の方針

### 1. 計画の趣旨と位置付け

国見町水道事業基本計画は、上位計画である「第5次国見町振興計画」（目標年次平成32年度）の基本理念のもと、将来像である「心あわせ希望に満ちた豊かで生きがいのある国見町」の実現を目指しています。この計画は、本町水道事業の中長期構想として、今後10年間の施策の方向性を示すものであり、今後の水道事業の指針となるものです。

本町の水道事業は、摺上川ダムの完成により将来にわたり良質で安定した水源を確保しましたが、受水費の大幅な増加など厳しい経営状況が予想されます。また、受水後には、昭和32年の創設以来の基幹施設であった徳江浄水場が使用廃止、簡易水道の統合など、事業運営は大きな転換期を迎えています。これらの課題に対応するためにも、職員一人ひとりが共通の理念を持って、本町水道事業の健全な発展に努めることが重要です。

この基本計画は、基本理念を「安定供給で安全・安心な町民生活の実現をめざして」と掲げ、将来を見据えた水道事業の進むべき方向を、職員はもとより使用者である町民に示し、時代の変化に対応した真にお客様本位の水道経営を目指していくものです。

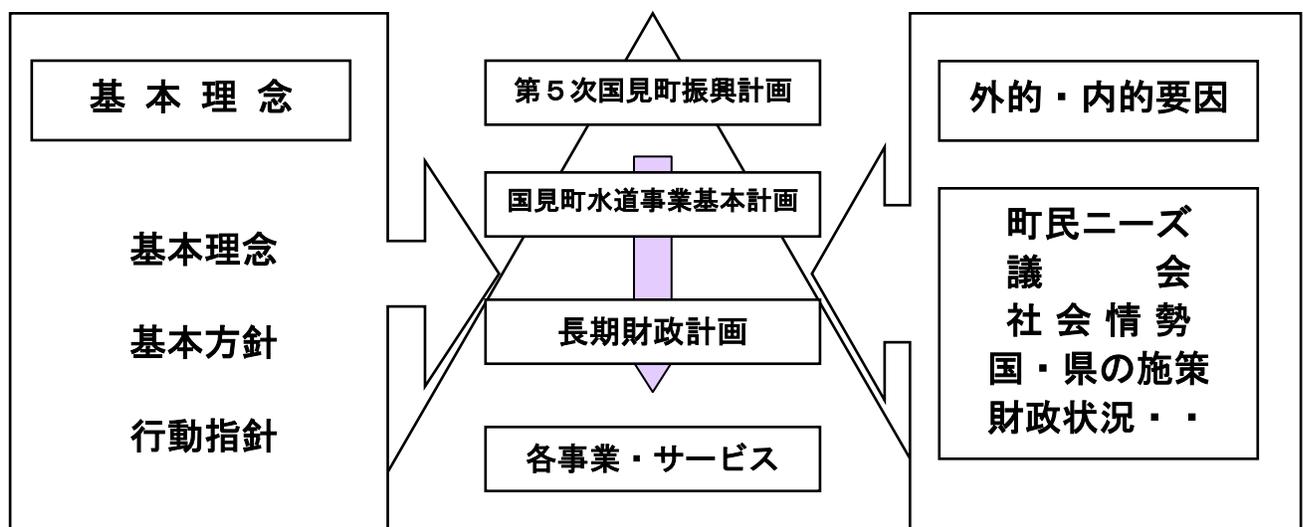


図 水道事業基本計画の概要

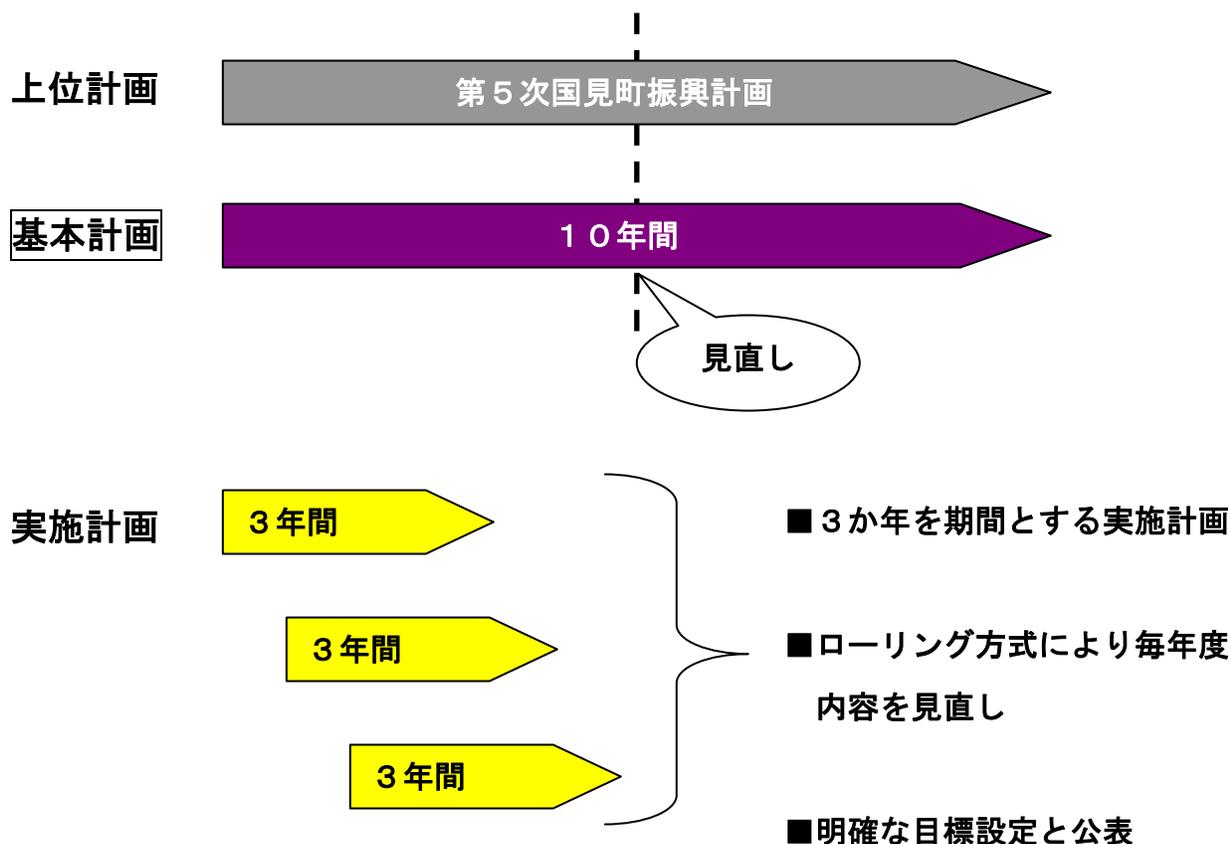
## 2. 計 画 期 間

### 計 画 期 間

基本計画は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。

国見町水道事業基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間としていますが、上位計画である第5次国見町振興計画（目標年次平成32年度）との整合性を図るため、中間年度に見直しを行います。

また、水道事業を取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗状況などに柔軟かつ適切に対応するために、実施計画は3ヵ年計画とし、ローリング方式により毎年見直しを図って、成果指標と目標値の検証をいたします。

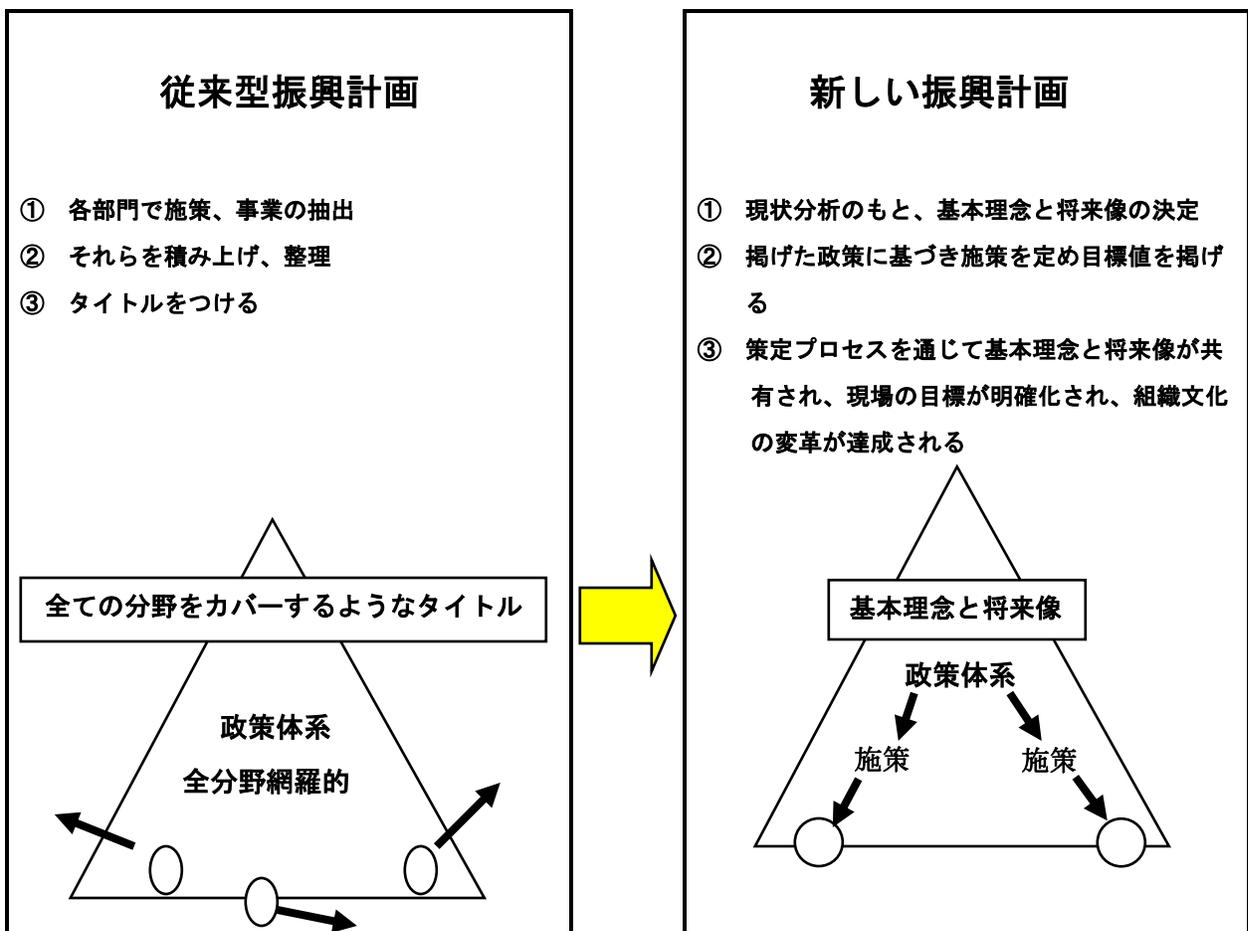


### 3. 施策目標

国見町水道事業基本計画は、水道事業を取り巻く環境の変化に迅速に対応した施策目標としています。

施策目標とは、組織の基本理念と将来像を明確にし、それをどのような手段で実現するかを示すものです。従来型計画は、各部門がどんな施策や事業を実施するかを整理したもので、目的は必ずしも明確ではなく、手段である施策や事業の実施が目的になる場合もありました。

この基本計画は、本町水道事業の基本理念と将来像を明確にした上で、施策や事業の優先順位付けを行い、目標値を掲げて達成状況を適切に評価・フィードバックすることにより、事業運営を進めようとする計画です。また、計画策定プロセスを通じて、基本理念と将来像が共有化され、現場の目標が明確化され、組織文化の変革を図ろうとしています。



# Ⅲ 施策の体系図

## 基本理念（ミッション）

わたしたちは、最高のサービスにチャレンジし、「安定供給で安心・安全な町民生活の実現」をめざします。



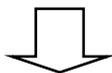
## 基本方針（ビジョン）

- |                   |                 |              |                |
|-------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 1. 町民から信頼される水道を創る | 2. 町民の満足度を向上させる | 3. 経営の健全化を図る | 4. 人材の育成と活用を図る |
|-------------------|-----------------|--------------|----------------|



## 施策目標

1	2	3	4
<ul style="list-style-type: none"><li>●受水体制の確立</li><li>●維持管理の強化</li><li>●水質管理の強化</li><li>●災害対策の強化</li><li>●環境への配慮</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●広報広聴の充実</li><li>●窓口サービスの充実</li><li>●給水装置維持管理の促進</li><li>●助成制度の検討</li><li>●未普及地域解消</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●健全経営への取り組み</li><li>●事業評価による品質向上</li><li>●漏水防止対策</li><li>●業務の効率化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●専門的能力の向上と意識改革</li><li>●組織の活性化</li><li>●職務満足度の向上</li></ul>



## アクションプラン

具体的な取り組み

## IV 水道事業の現状と課題

### 1. 事業の沿革

#### (1) 水道事業の創設（昭和32年～）

国見町は、地下水を水源とした深井戸、浅井戸、湧水を利用し、飲み水にしていました。山間地域においては、大正時代頃より樋を利用した簡易的な水道施設が創設され、現在の水道の基礎となる集団的な給水が行われ始めた地域もありました。その他の低地区については、各家庭での井戸による利用がほとんどでした。



昭和32年 山崎簡易水道布設工事風景



昭和55年 新田山配水池建設工事風景

そのような状況から広域的な水道施設の建設の要望が高まり、水源を阿武隈川の地下水に求め、浄水場を建設するため、昭和32年9月11日、福島県指令公第751号をもって創設認可を受け簡易水道として創設し、計画給水人口5,000人、1人当たり1日最大給水量150リットル、1日最大給水量750 $\text{m}^3$ を計画し、昭和42年度を目標年次として事業を開始し、昭和34年12月1日に初めて給水を開始したのが水道事業の始まりです。

#### (2) 拡張事業（昭和36年～昭和62年）

その後、上水道としての区域拡張、給水人口、給水量の増加により、昭和35年12月28日、福島県指令公第4048号による変更認可を受け、計画給水人口8,600人、1人当たり1日最大給水量150リットル、1日最大給水量1,290 $\text{m}^3$ を計画し、昭和46年度を目標年次として第1次拡張事業を開始しました。

引き続き、給水量、給水人口の増加を見込み、昭和37年3月29日、福島県指令公第500号による変更認可を受け、計画給水人口8,700人、1人当たり1日最大給水量150リットル、

1日最大給水量1,305 $\text{m}^3$ を計画し、昭和48年度を目標年次として第2次拡張事業を開始しました。

その後、町勢の伸展と町民生活の向上による水需要の増加に対処するため、昭和40年12月20日、福島県指令環第317号による変更認可を受け、計画給水人口8,700人、1人当たり1日最大給水量230リットル、1日最大給水量



源宗山配水池

2,000 $\text{m}^3$ を計画し、水源の増設を主に、昭和50年度を目標年次として第3次拡張事業を開始し、また、高度経済成長期における給水量の確保を図るべく、昭和44年1月31日、福島県指令環第275号による変更認可を受け、計画給水人口9,400人、1人当たり1日最大給水量250リットル、1日最大給水量2,350 $\text{m}^3$ を計画し、区域の拡張、給水人口、給水量の増加に対応できるよう昭和53年度を目標年度として事業を開始しました。

さらに、昭和54年4月10日、福島県指令環衛第222号による変更認可を受け、計画給水人口9,400人、1人当たり1日最大給水量436リットル、1日最大給水量4,100 $\text{m}^3$ を計画し、石母田地区に新たな水源2箇所を増設し、昭和62年度を目標年度として、増大する需要に対応するための事業を開始しました。



第4水源地



第5水源地



涌水水源地

### (3) これからの水道

昭和32年の創設事業から5次にわたる拡張事業の間に開発した水源はすべてが地下水であり、これらの小規模水源では、将来にわたって安定した水の供給を行うことはできないと考えられました。

そこで長期的な展望に立ち、摺上川ダムにおける水源の確保に取り組むとともに、福島地方水道用水供給企業団からの受水のための施設の築造や管網整備を行い、さらに公営1簡易水道、民営7簡易水道の統合を目的として、平成10年3月31日、福島県指令生第163号による変更認可を受け、計画給水人口13,500人、1人当たり1日最大給水量500リットル、1日最大給水量6,750m<sup>3</sup>を計画し、平成28年度を目標年次に、受水池の建設、配水池の建設、各ポンプ施設の建設を進めるための事業を開始しました。平成10年(1998年)から第6次拡張事業に着手しました。

平成16年1月、摺上川ダム完成前に企業団からの暫定受水を開始しましたが、平成19年4月からは本格受水を開始しており、より安全でおいしい水の供給を行うため、徳江浄水場を休止・除却し、さらには広域化促進地域上水道施設整備事業再評価に基づく水需要予測により、段階的に既存水源の縮小、休止を進めていくこととし、最終的には全量受水に向けて事業を進めていくこととしました。

昭和57年のダム建設計画着手以来、国土交通省(旧建設省)によって進められてきた摺上川ダム建設事業が、平成17年度末に完了しました。本町の長年の念願であった摺上川ダムが完成し、これにより将来にわたり安定で良質な水源を確保することができました。

国見町水道事業は、今、新たな歴史へと歩みはじめたのです。



国見受水池



(4) 拡張事業の経過

◎創設事業（昭和32年度～昭和42年度）

徳江浄水場給水開始

◎第1次拡張事業（昭和36年度～昭和46年度）

給水区域拡張による配水管布設

◎第2次拡張事業（昭和38年度～昭和48年度）

給水区域拡張による配水管布設

◎第3次拡張事業（昭和41年度～昭和50年度）

給水量増加による水源の増設及び配水管の布設

◎第4次拡張事業（昭和44年度～昭和53年度）

給水区域の拡張による配水管の布設

◎第5次拡張事業（昭和55年度～昭和62年度）

給水区域の拡張による第4、第5水源の増設及び配水管の布設

◎第6次拡張事業（平成10年～平成28年度）

企業団受水及び簡易水道統合に向けた受水池、配水池、ポンプ場、送配水管の建設



摺上川ダム

(5) 事業の推移

年度 項目	16	17	18	19	20	21	22
行政区域内 人口 (人)	11,017	10,881	10,760	10,626	10,488	10,402	10,281
給水人口 (人)	8,257	8,155	8,057	9,646	9,555	9,460	9,456
給水戸数 (戸)	2,551	2,571	2,593	3,099	3,115	3,335	3,332
水道普及率 (%)	75.0	75.0	74.9	90.8	91.1	90.9	92.0
送配水管 延長 (m)	56,246	57,856	66,091	68,204	69,389	51,300	52,500
年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	1,043,419	1,057,046	1,054,447	1,320,823	1,208,662	1,161,812	1,198,735
年間総有収 水量 (m <sup>3</sup> )	797,124	803,066	792,466	935,573	940,244	947,737	958,531
1日最大配 水量 (m <sup>3</sup> )	3,759	3,442	3,607	4,548	4,250	4,140	4,212
1日平均配 水量 (m <sup>3</sup> )	2,859	2,896	2,889	3,619	3,311	3,183	3,284
1人1日最大 配水量 (m <sup>3</sup> )	455	422	448	471	445	438	445
1人1日平均 有収水量(ℓ)	264	269	269	266	270	273	278
有収率 (%)	76.4	76.0	75.2	70.8	77.8	81.6	80.0
職員数 (人)	4.25	4.25	4.25	4.85	4.85	5.05	5.05
負荷率 (%)	76.1	84.1	80.1	79.6	77.9	76.9	78.0
施設利用率 (%)	55.6	56.3	56.2	70.3	64.4	61.9	63.83
最大稼働率 (%)	73.1	66.9	70.1	88.4	82.6	80.5	81.87
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	186.31	186.73	186.82	209.68	233.82	234.16	234.41
給水単価 (円/m <sup>3</sup> )	183.30	186.40	195.56	225.99	215.91	296.43	213.64

## 2. 課題の整理

### (1) 現状と課題

水道事業のビジョン達成に向けた施策目標を策定する前提として、自分たちの組織の現状がどうなっているのか整理を行いました。

#### ○町民から信頼される水道創り

##### (受水体制の確立)

##### ◆ 水道ビジョン・水道事業ガイドライン

厚生労働省は、水道のあるべき将来像をまとめた「水道ビジョン」を策定し、平成16年6月に公表しました。このビジョンは、わが国の水道の現状と将来の見通しを分析、評価し、水道関係者が共通目標を持つことと、その実現のための具体的な施策や工程を提示しています。

また、平成17年1月、日本水道協会では、国際規格ISO/TC224に基づく水道事業ガイドライン(JWWA Q 100)を制定しました。水道事業ガイドラインは、水道サービスといった抽象的な概念を業務指標(PI)として数値化したものです。これにより、水道事業も個別の業務における目標管理や事業評価が一定基準のもとに行われることとなります。

##### ◆ 摺上川ダム completion

昭和57年のダム建設計画着手以来、国土交通省(旧建設省)によって進められてきた摺上川ダム建設事業が、平成17年度末に完了しました。これまでの町勢の伸展による給水人口の増加や生活水準の向上に伴って急増する水需要を賄うための水源開発に追われてきましたが、摺上川ダムの建設完了をもって完了することとなりました。

本町では、これまで阿武隈川を主な水源として、ダム完成までの水量を確保してきましたが、その水量、水質とも不安定なものでした。また、他の地下水も水質悪化傾向にありました。

新しく誕生した摺上川ダムは、有効貯水量が1億4,800万m<sup>3</sup>あり、安定度は飛躍的に向上し、今後の水需要に対しても長期にわたり対応できるものと考えられます。

ダム上流には住宅、工場がないこと、福島市水道水源保護条例の水源保護地域に指定されていることなど、水質の面でも大変恵まれており、良質で安定した飲料水の確保が図られました。

##### ◆ 受水施設整備

第6次拡張事業の施行により、国見受水池、源宗山配水池など地震に強い新しい配水施設や

送水管、配水幹線が整備されました。また、自然流下による低コストの供給ができます。

◆ 老朽化施設の廃止

徳江浄水場の浄水施設は平成16年に故障し休止しました。稼動して以来約30年が経過し、構造物も含めた施設全体の老朽化が著しく、耐震性に劣り改築が必要となっていました。ダム水への切り替えにより徳江浄水場を休止したため、平成21年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により除却を行いました。さらに、南古館の旧施設の除却についても平成22年度に除却し、莫大な除却費用が回避されました。

◆ 遊休施設処分問題

本格受水に伴い多くの既存施設が廃止となりました。遊休化、あるいは非効率的な利用にとどまっている土地や施設などについて、資産の有効活用を図る必要があります。

(維持管理)

◆ 老朽管

老朽鑄鉄管(CIP)は、赤水や折損事故が多いことから、早期解消を進めるためにも積極的に布設替えを行う必要があります。老朽鑄鉄管の残存は多くはありませんが、町内中心部に一部布設されており、更新を行う必要があります。

また、石綿セメント管もわずかですが残存しており、補助事業を活用した更新が必要です。

◆ 未給水地域解消と民営簡易水道組合の統合

未給水地域は泉田新田・平林地区、山崎水門地区、光明寺地区、大枝地区、川内地区に点在しており、施設整備にあたっては、給水収益に比べ、著しく多額の建設費を要する不採算地区ではありますが、公衆衛生の向上及び公共の福祉の観点から第6次拡張事業に基づき、広域化促進地域上水道施設整備費補助事業を活用しながら、年次的な施設整備を行っていく必要があります。

また、民営簡易水道組合等については、施設の老朽化、水質・水量の悪化、管理上の問題等から平成19年度に貝田公共簡易水道及び4民営簡易水道を統合しましたが、2組合が未統合であり、今後統合を進める必要があります。しかし、民営簡易水道の統合には、配水管の全面的な布設替えが必要となり多額の費用が必要となるため、広域化促進地域上水道施設整備費補助事業を活用した施設整備が必要となってきます。

(水質管理)

◆ 水質管理の強化

水質基準の改正（平成16年4月施行）により、水質基準項目が46項目から50項目に増加し、さらに平成20年4月からは塩素酸も基準項目に追加され51項目となりました。また、水質検査の適正化、透明性確保のため、水質検査計画の策定が義務付けられました。

#### （災害対策）

##### ◆ 危機管理対策

平成13年9月11日にニューヨークで発生した同時多発テロ以降、世界的にテロへの危険性が高まっています。水道水の安全性を確保するため、テロ対策の充実を図り、危機管理対策を充実させる必要があります。

##### ◆ 地震対策

平成23年3月11日の東日本大震災や平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震の発生により、町民の防災意識が高まっており、ライフラインの確保のために災害対策が求められています。

##### ◆ 原発対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染や健康に対する不安、さらに様々な風評被害を与え深刻な事態が生じています。水道水の安全性を確保するため、水質検査の強化と安全対策が求められています。

#### （環境問題）

##### ◆ 環境問題

近年の地球環境保全に対する意識の高まりとともに、エネルギーの効率的な利用や健全な水循環の確保等、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現が求められています。

#### ○町民の満足度の向上

#### （広報広聴）

##### ◆ 情報の公開

水道事業が地域独占事業であることから、その財政の実態や経営の効率化状況、施設整備計画等について、利用者に対し積極的に経営情報を公開することが求められています。情報公開は、利用者による事業内容のチェックと水道事業経営に対する効率化の誘因となることが期待されています。

##### ◆ 情報の共有化

電話などによる濁水、水質、料金等に対する苦情については、随時対応しており、それらの情報は共有化されています。

◆ おいしい水の要求

わが国では水道の普及率は96%を超え、安価で直接飲用できる安全な水を供給していますが、近年ではミネラルウォーターの消費量の増大や家庭用浄水器の普及が進むなど、飲用に「安全でおいしい水」を求める傾向が高まっています。

◆ ホームページ・イントラネット

町ホームページを活用し、情報公開の推進を図っています。また、平成14年12月より庁内イントラネットを導入しています。

## ○経営の健全化

### (経営の健全化)

◆ 市町村合併、広域化の進展

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」により、全国各地で市町村合併が活発に行われました。事業の統合が行われることにより、経営基盤の強化が図られ、水源の確保や水運用の効率化、維持管理体制の強化等のメリットが表れています。一方、事業の統合にあたっては、水道料金をはじめとするサービス格差の是正など、解消すべき課題もあります。

「水道ビジョン」では、新たな広域化の概念として経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といった地域の実情に応じた多様な形態による広域化を進めることが示されています。

◆ 公共サービスの民間開放

① 水道法の改正（平成14年4月施行）

責任体制も含めた形での水道施設の技術的業務の第三者（他の市町村や民間事業者）への委託が制度化され、事業主体以外の者でも施設の技術的運営が可能となりました。

② 地方自治法の改正（平成15年9月施行）

水道施設は地方自治法の「公の施設」に位置付けられており、その管理委託については、地方公共団体や地方公共団体の出資する第三セクターなどに限られていましたが、民間企業（指定管理者）に運営管理を委ねることができるようになり、いわゆる「公設民営方式」の途が開かれています。

③ 地方独立行政法人法の制定（平成16年4月施行）

より効果的・効率的に行政サービスの提供を行う目的で、地方公共団体とは別の法人格をもつ法人として、「地方独立行政法人法」が制定されました。財務や人事管理などの面から

経営の自由度が増し、より効率的な業務執行が期待されています。

◆ 受水費の増加

摺上川ダムは平成17年度に完成し、安定で良質な水源を確保することができましたが、今後の経営に大きな影響を与える受水費は、本格受水後の平成19年度以降は、年間約1億1千万円になっています。平成22年度から若干の値下げとなっていますが、今後の事業経営にとって大きなコスト増の要因となることが見込まれています。

◆ 少子高齢化と人口減少

少子・高齢化の進展により、21世紀のわが国は、超高齢・人口減少社会を迎えます。従来の右肩上がりの成長社会から成熟社会へのシステムの転換が求められています。

◆ 水需要の減少

大口使用者は、企業活動の低迷、地下水への切替え、水資源の節約（ISO14001）などにより減少しています。また、一般家庭は、世帯人員数の減少、高齢化、生活様式の変化、節水型器具の普及や節水意識の向上などにより、一世帯当たりの使用水量は減少しています。

◆ デフレ・景気の低迷

金融不安による世界的な不況により、回復基調にあった日本経済も低迷し、アジア諸国の台頭とあわせ、日本の産業構造へも大きな影響を及ぼしています。リストラ等による厳しい雇用情勢など、先行きの不透明感を払拭できない状況から、町民生活への不安要因となっています。

◆ 水道料金に対する批判

長引く景気の低迷など大幅な料金値上げは許されない社会状況の中で、平成19年9月から料金の値上げを行いましたが、町民の値上げに対する感情は大変厳しくなっています。水道料金の低廉化のための人員削減やコスト縮減に対する町民の要求があります。

(業務の効率化)

◆ ITの高度化

インターネットの飛躍的な普及等により、電子商取引をはじめとする社会経済活動や、地理的制約を越えた新たなコミュニケーションの形成など、町民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼしています。

◆ マニュアルの更新

各種マニュアルや計画がありますが、適切な改正や更新がなされていません。

## ○人材育成と活用

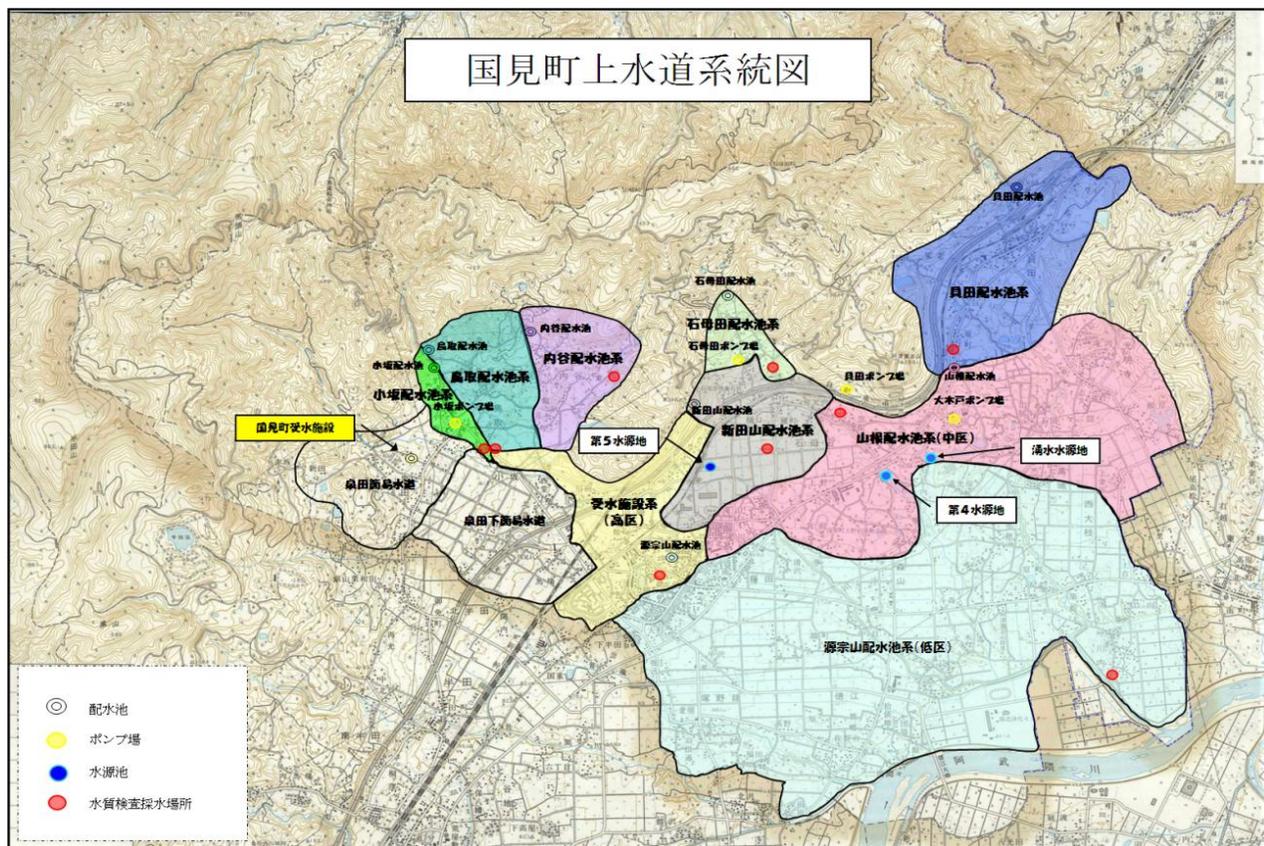
◆ 職員の技術力低下

業務の委託化による技術力の低下や団塊の世代が2007年から順次定年退職を迎えたことにより、技術の継承問題に直面しています。

研修制度を利用した早期技術習得や、退職者の再雇用による技術の継承を行う必要があります。

◆ 人員の削減

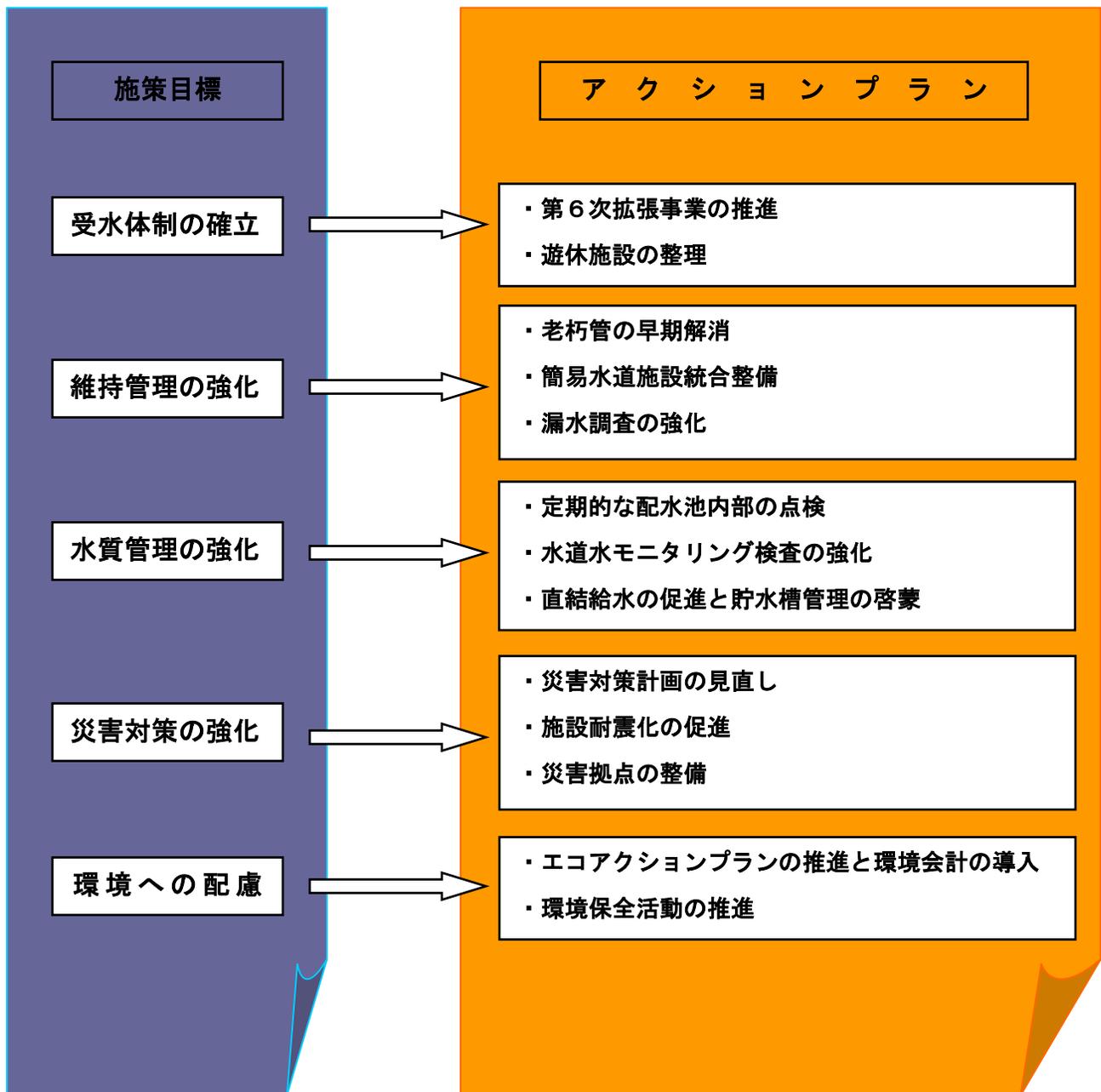
本格受水の開始により、基幹施設の徳江浄水場をはじめとする多くの廃止施設が発生し、施設の維持管理にかかる人件費の削減のため、組織体制の見直しとあわせて、段階的に人員の削減を行ってきました。



# V アクションプラン(具体的な取り組み)

## 1. 町民から信頼される水道を創る

将来にわたり、安全で良質な水を安定して供給するために、水質管理体制の強化、施設の更新や耐震化を進め、平常時はもとより非常時でも供給できる水道を構築します。



● 第6次拡張事業の推進

当事業は、将来にわたりより安定で良質な水の供給を行うため、徳江浄水場を廃止し、摺上川ダム水源一元化に向けた施設整備を行っています。

平成16年1月から福島地方水道用水供給企業団より暫定受水を開始し、平成19年度には本格受水を行っておりますが、未普及地域の解消及び未統合簡易水道の統合が円滑に進むよう、平成28年度の完了に向けて事業の推進を図ります。

表 第6次拡張事業概要

区分		事業費(千円)	備考
事業費 内訳	補助対象工事	1, 241, 885	躯体、機械電気計装設備
	国見受水池		同上
	泉田ポンプ場		同上
	小坂ポンプ場		同上
	石母田ポンプ場		同上
	貝田ポンプ場		同上
	平林配水池		同上
	赤坂配水池		同上
	貝田配水池		同上
	中央監視設備		電気計装設備
	源宗山配水池機械計装設備		機械電気計装設備
	配水管布設整備費	φ75~400 mm L=28,006m	
用地取得費	4, 153	受水池、ポンプ場、配水池	
調査設計費	89, 634	測量、土質調査、設計	
事務費	3, 106		
合計(国庫補助対象)	1, 338, 779		
単独事業費	96, 753		
事業費計	1, 435, 532		
財源 内訳	国庫補助金	446, 255	
	広域化促進地域整備費	446, 255	国庫補助率 1/3
	起債	426, 600	
	一般会計出資金	440, 730	
	自己資金	121, 947	
	合計	1, 435, 532	

● 徳江浄水場の廃止

阿武隈川は、福島県の中心部を流れる河川であり、都市化の進展の影響を受けて水質が悪化し、徳江浄水場では、浄水処理により、安全な水を供給してきました。

しかし、今後、施設の老朽化に伴う更新と企業団受水との二重投資を避け、より安全で安定的な供給のため、平成16年度の機械故障を機に、徳江浄水場を休止しており、除却を行いました。



徳江浄水場

(2) 維持管理の強化

● 老朽管の早期解消

昭和32年の創設から昭和30年代にかけ布設された鑄鉄管は、内面の腐食が進み、給水不円滑や赤水発生を招くことから、早期解消に向けて目標をたて事業を推進します。昭和40年代に使われていた石綿セメント管については、材質が弱く、耐震性にも劣るため計画的な布設替を実施し、全廃に向けて取り組んでいきます。



耐震管の布設

● 簡易水道施設統合整備

未だ統合されていない泉田及び泉田下簡易水道は、浄水施設や導水管など老朽化が進み、維持管理負担が大きくなっています。第6次拡張事業に基づき、補助事業による施設の建設、機能増強を図り、安定供給に努めます。

● 漏水調査の強化

有収率の向上は水道事業経営に直結することから、漏水調査の強化、向上を図り、有収率の改善を図ります。



漏水調査

(3) 水質管理の強化

● 定期的な配水池内部の点検

全配水池について、定期的に池内部の点検を実施し、施設の延命化を図ります。点検にあわせて池内の清掃を実施することにより、水質管理を強化します。

- 水道水モニタリング検査の強化

水道水の放射性物質による汚染状況を把握し、水道水モニタリング検査体制を強化します。

- 直結給水の促進と貯水槽管理の啓蒙

小規模受水槽など管理不備による水質面での利用者不安を解消し、蛇口での安心できる水質の確保のため、直結式給水の拡大を図ります。

また、保健所との連携を図りながら、受水槽管理に対する指導、助言を行います。

#### (4) 災害対策の強化

- 災害対策計画の見直し

国内外で多発する地震災害やテロなどへの迅速対応を図るため、災害対策計画の随時見直しと、危機管理マニュアルなどの整備を行います。

また、定期的な訓練を実施します。



液状化現象により2mほど突き上がったマンホール  
(平成23年3月東日本大震災)

- 施設耐震化の促進

配水管にNS継手（抜け出し防止付伸縮型）や配水用ポリエチレン管（融着継手型）を採用し、地震に強い施設を構築します。また、配水池の耐震診断を実施し、耐震性に劣る施設については修繕・補修などの対策を講じ、災害に備えます。

- 災害拠点の整備

主要な配水池には緊急遮断弁を設置し、非常用飲料水、及び消火用水の確保を図ります。また、主要な施設に防災用具を整備し災害に備えます。



給水車による給水活動  
(平成23年3月東日本大震災)

#### (5) 環境への配慮

● エコアクションプランの推進と環境会計の導入

国見町率先実行計画（エコアクションプラン）の取り組みを推進し、地球温暖化対策、省エネルギー対策など環境保全に取り組み、環境負荷の抑制効果を数値化し、職員の環境問題への意識高揚を図るとともに、その取り組みを町民へ公表し理解を深めていきます。また、環境会計の導入を検討いたします。

● 環境保全活動の推進

低公害車、グリーン製品など環境物品を購入し、環境負荷の低減を図ります。

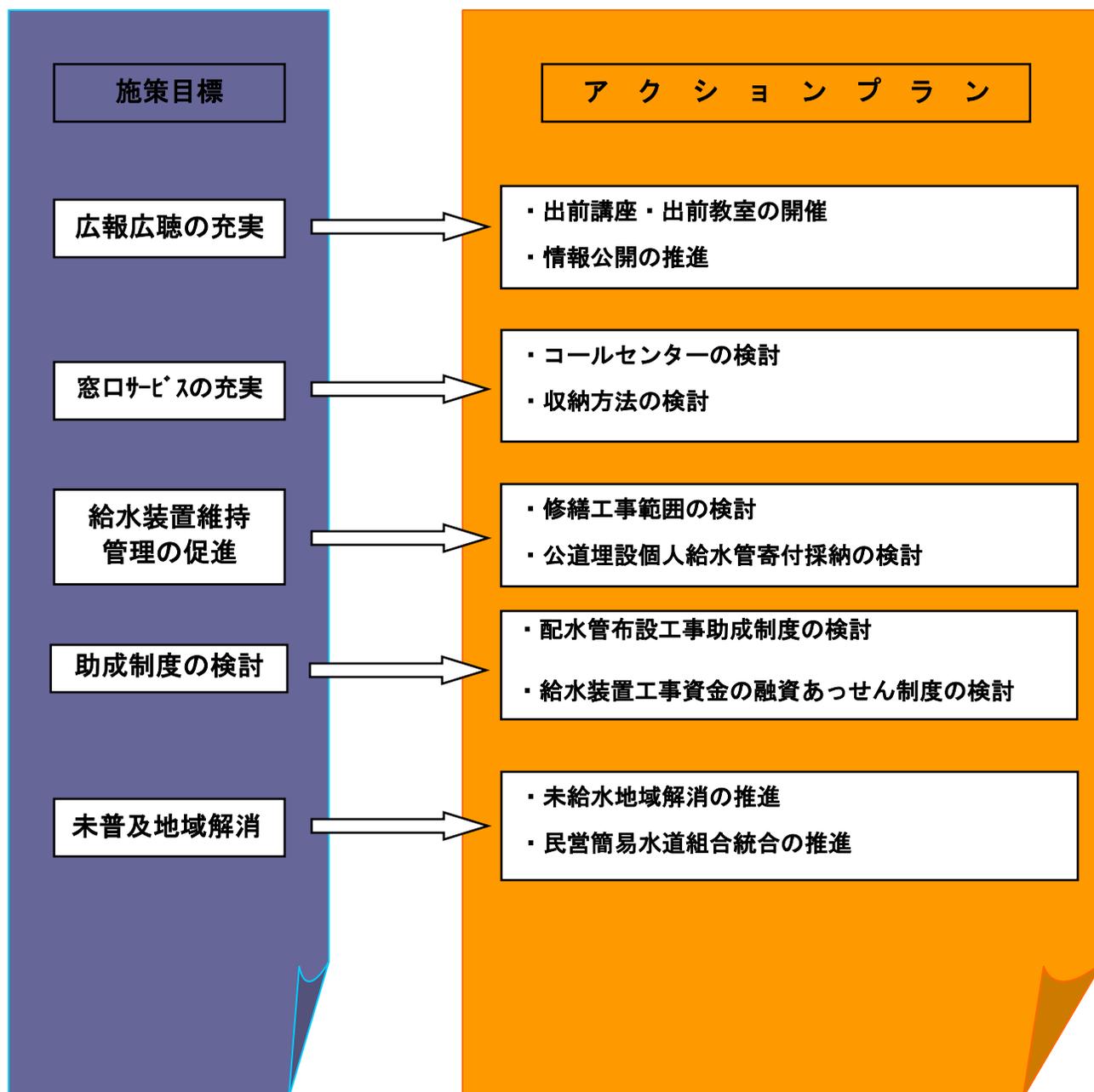
また、環境教育や、町民協働によるダム湖畔への植林、クリーン活動を実施します。



摺上川ダム森づくり大作戦

## 2. 町民の満足度を向上させる

町民の視点に立ち、情報公開を積極的に推進し、水道事業に対する関心や参画意識を高めます。多様化するニーズや社会情勢に対応し、提供するサービスの質及び利便性を向上させることにより、町民の満足度を高めていきます。



(1) 広報広聴の充実

● 出前講座・出前教室の開催

さまざまな手法により、経営情報などを積極的にわかりやすく提供するとともに、使用者との対話機会の拡大を図ります。また、町内会や小学校などへおしかけ出前教室を開催します。

● 情報公開の推進

ホームページ、広報紙（広報くにみ）、水道週間イベントなどを通じて、経営情報を積極的に提供するとともに、経営の透明性を高めます。

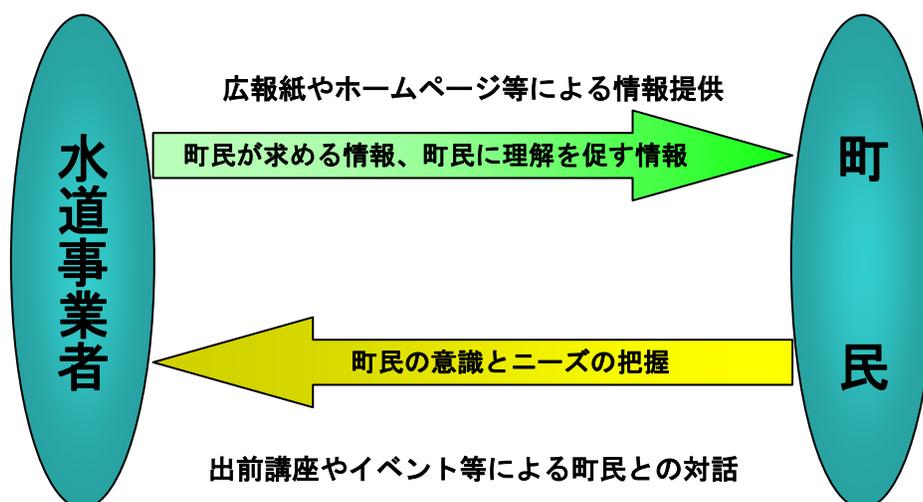


図 情報の提供・共有

(2) 窓口サービスの充実

● コールセンターの検討

コールセンターの設置により、用件により対応する部署が変わり、利用者を「たらい回し」にする状況を一掃、窓口一元化によるワンストップサービスの実現を図ります。また、水道の使用開始・中止のインターネットによる24時間受付システムについて検討します。

● 収納方法の検討

水道料金の収納方法は、現在、口座振替と納付制を採用しています。また、コンビニ収納については費用対効果を分析しながら採用を検討し、利便性の向上を図っていきます。今後は、お客様のニーズや導入による費用等を考慮しながら、更なる利便性、サービスの向上が図れるような収納方法の検討を進めます。

### (3) 給水装置維持管理の促進

#### ● 修繕工事範囲の検討

道路下の配水管から分岐して各家庭につながっている給水管、止水栓、蛇口などを総称して給水装置と言います。給水装置は個人財産であり、基本的には使用者又は所有者が維持管理を行うこととなっています。ただし、道路に埋設されている部分（止水栓まで）での漏水については、道路陥没による二次災害防止などの理由から上下水道課において修繕を行っています。

今後は、早期修繕による水資源の有効活用と使用者負担の軽減を図るため、上下水道課が修繕する範囲について今後検討を進めます。

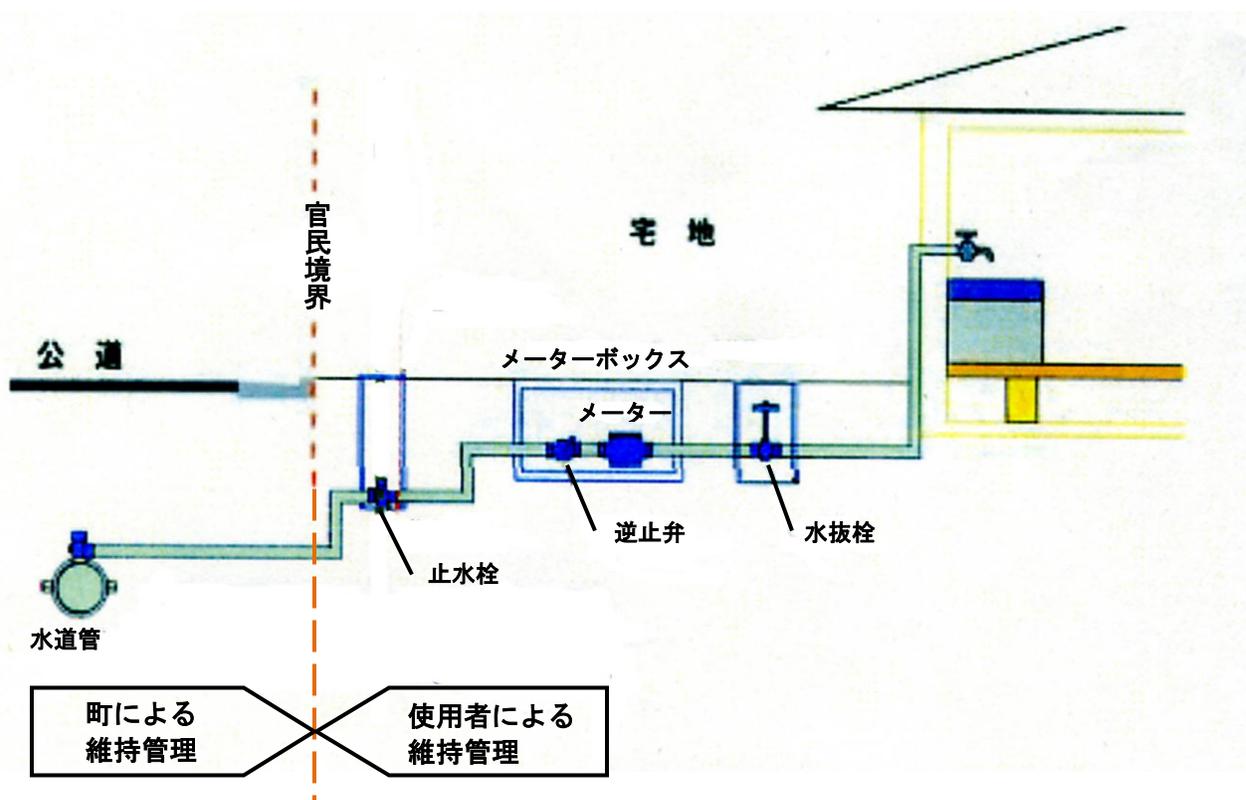


図 給水装置の概要

- 公道埋設個人給水管寄付採納の検討

開発行為などにより、個人や会社が公道へ布設した個人所有の給水管（φ50mm以上）の寄付採納を積極的に受け、上下水道課維持管理の徹底を図ります。

#### （４）助成制度の検討

- 配水管布設工事助成制度の検討

個人が新しく水道を引き込むとき、敷地に面した公道に配水管がない場合は、給水申込者が給水管を布設する必要があります。しかし、各個人が引くことにより、道路に給水管が何本もたこ足状にのびている状態（輻輳管）になったり、給水管の延長が長い場合は、水圧が低下し水の出が悪くなったり、さらに漏水が発生したりなど維持管理が難しくなります。

そのため、前面道路に配水管のない住宅の給水申込者に対して、給水管を布設するのではなく配水管を布設して、上下水道課への寄付を条件に、その費用の一部を水道局が助成する制度の導入について検討を進めます。これにより、輻輳管となることを未然に防ぎ、給水申込者の負担の軽減し、普及率の向上を図ります。

- 給水装置工事資金の融資あっせん制度の検討

摺上川ダムからの受水により、長期的に安定した水源を確保できたことから、井戸水などから上水道への切り替え等、利用者の拡大を積極的に行うため、給水装置工事資金の融資あっせん制度を検討いたします。

給水申込者が行う給水装置工事に必要な費用について、上下水道課が金融機関と提携し低利または無利子で貸し付けることによって、給水申込者の負担を軽減し、普及率の向上を図ります。

#### （５）未普及地域解消

- 未給水地域解消の推進

給水区域内の水道未使用者の実態を把握、分析し、緊急性を考慮しながら計画的に事業を推進し、給水普及率の向上と町民生活の衛生向上を図ります。

- 民営簡易水道組合統合の推進

民営簡易水道組合統合については、施設の老朽化、水質・水量の悪化、管理上の問題等から、平

成10年度より順次統合整備を進めており、平成19年度4月まで公共簡易水道を含め、全7組合のうち5組合の統合を完了しています。

今後については、各組合の上水道統合に向けた廃止認可を受けていることを踏まえ、第6次拡張事業に基づき、広域化促進地域上水道施設整備事業費補助事業を活用した統合を進めます。

表 民営簡易水道組合の状況

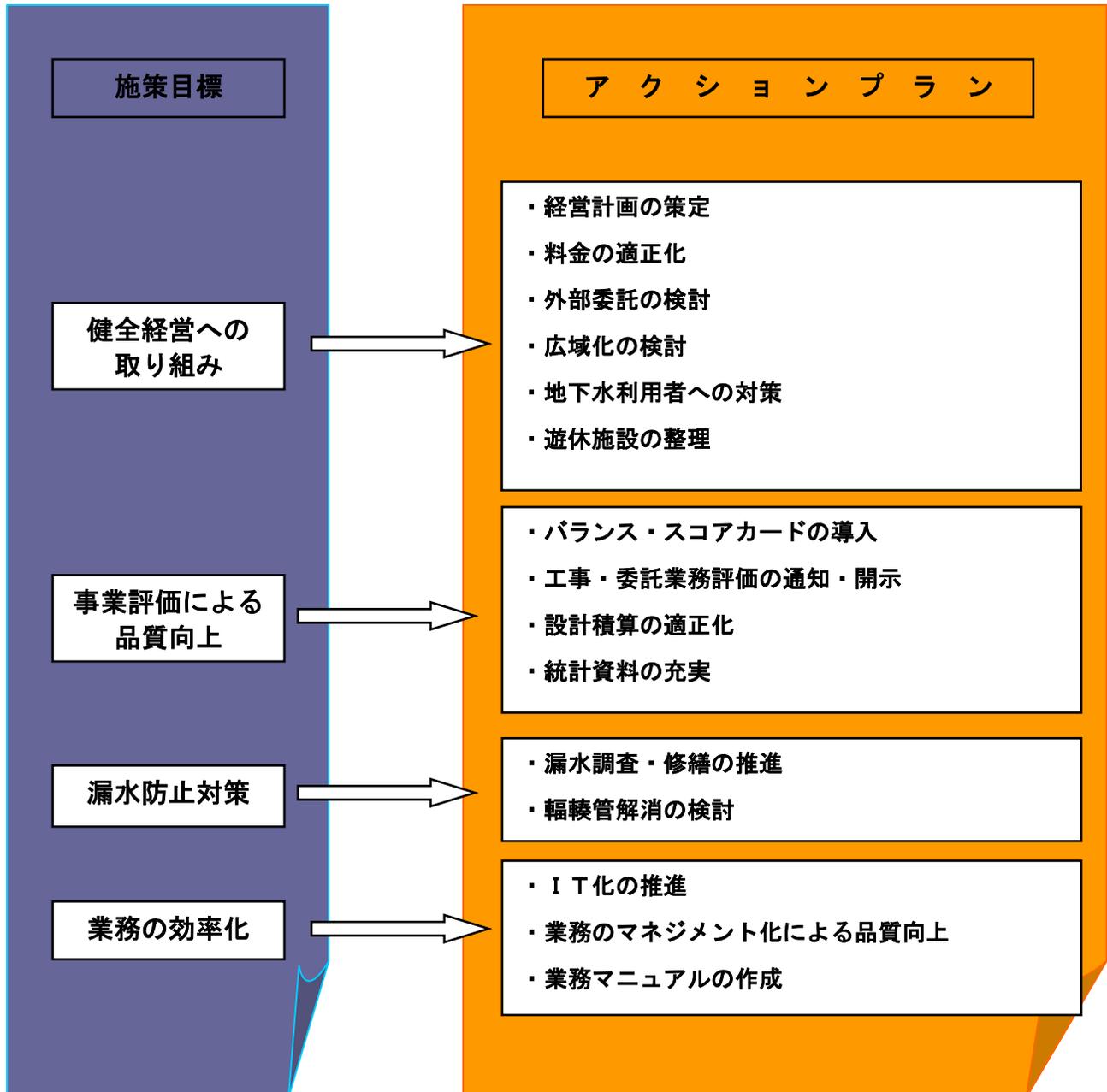
平成22年度現在

	簡易水道名	給水開始年月	現在給水人口	実績1日最大給水量
1	泉田	昭和37年6月	310人	112m <sup>3</sup>
2	泉田下	昭和37年6月	361人	203m <sup>3</sup>

※ 平成20年度広域化促進地域上水道施設整備費補助事業再評価資料による

### 3. 経営の健全化を図る

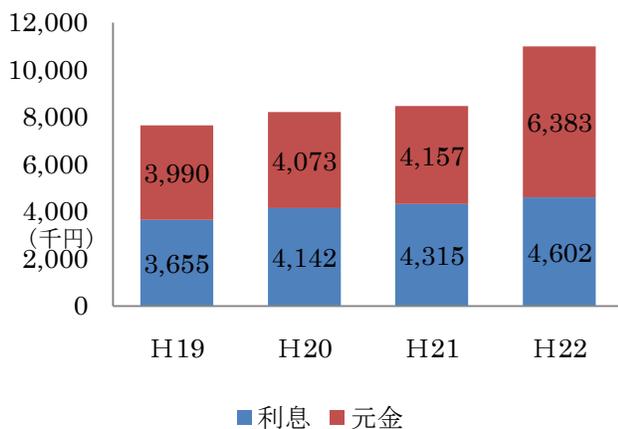
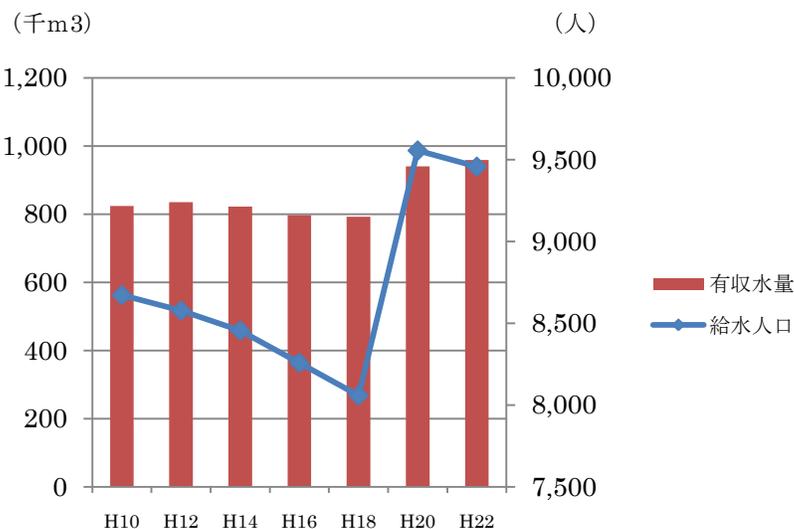
経営環境の変化等を踏まえ、中長期的な視点に立った経営計画を策定し、より一層計画性、透明性の高い水道事業経営の推進を図ります。選択と集中により事業を推進し、コスト縮減に努め、P D C A サイクル（計画→実施→評価→改善）により、適切な計画の見直しを実施します。



(1) 健全経営への取組み

● 経営計画の策定

近年における水需要の減少傾向、摺上川ダム受水に伴う受水費の増大、及び徳江浄水場などの基幹施設の廃止に伴う解体費用や減価償却費の増加など、経営状況は大変厳しくなるものと予測されます。



また、企業債にかかる支払利息及び償還元金の合計は、依然として1千万円近い支払いがあり、経営を大きく圧迫している状況にあります。

この状況を踏まえ、様々な視点から事業を進め、平成23年度から10年間の経営計画を作成し、健全な事業運営に努めていきます。

● 料金の適正化

摺上川ダム水の受水による受水費の増大など、一層厳しい経営状況が見通される中で、町民の負担軽減のため、更なる企業努力が求められています。組織のスリム化や業務の効率化等により経費を削減するとともに、水道施設の建設や維持管理等、事務事業のすべての面にわたって経済性を発揮し、独立採算制を基本とした財政基盤を確保しながら、できる限り低廉な料金設定に努めてまいります。

● 外部委託の検討

既存の全業務について、課直営の業務領域と機能を選択しつつ、職員の技術力など事業の中核部へ集中させるとともに、「民」の力の活用を進め、効率的、効果的な業務体制を確立します。

- 広域化の検討

企業団及び近隣市町と（仮称）福島地方広域水道協議会を設立し、企業団末端供給や近隣市町との維持管理共同化等について検討します。

- 地下水利用者への対策

長引く経済不況の中、企業は事業活動の縮小、水循環利用の促進等による水道使用量の減少、更には、地下水の利用や切り替えなど、大口使用者である企業の水道離れが進んでいる状況にあります。この現象は水需要の低迷に拍車をかけ、水道経営を一層圧迫させるといった悪影響を招きかねません。大口使用者へ水道利用のPR活動を実施するほか、現在の料金体系の見直しを検討し、この状況の改善を図ります。

- 遊休施設の整理

企業団からの受水により、昭和32年の創設以来本町水道の基幹施設であった徳江浄水場が除却されましたが、その他の未利用地や小規模施設などを段階的に廃止し、施設合理化による維持管理費等の削減を図ることとしています。廃止施設の処分や有効活用について採算性を重視しながら検討します。

## (2) 事業評価による品質向上

- バランス・スコアカードの導入

全ての事業を「町民」、「業務プロセス」、「財務」、「学習と成長」の4つの視点からのバランスでとらえ、事業の選択と集中により、効率的、効果的な事業を推進します。

- 工事・委託業務評価の通知・開示

請負工事、業務委託の成績を評価し、請負者に対して通知・開示を行って、請負者のレベルアップを図り、成果品の品質向上につなげます。

- 設計積算の適正化

設計マニュアル及び共通仕様書の定期的改正により、新技術の導入や上位機関の指導等に対し迅速な対応を図ります。

● 統計資料の充実

平成17年1月に水道事業の定量化によるサービス水準向上のため制定された「水道事業ガイドライン」に基づいて、水道事業統計年報を見直し、個別業務における目標管理や事業評価を実施します。

(3) 漏水防止対策

● 漏水調査・修繕の推進

配水ブロック別の有収率測定により、地区毎の漏水状況をより詳細に把握するなど、体系的に整理した漏水防止計画を作成し、年度毎に調査内容を見直しながら、有収率の向上を図ります。

● 輻輳管解消の検討

道路に重複して埋設されている給水管を、道路改良工事などに併せ1本の配水管に取替えし管理を容易にすることで、漏水の予防を図ります。

(4) 業務の効率化

● IT化の推進

インターネットを利用したの利便性の向上、先進の情報取得による業務の効率化を図ります。また、庁内イントラネット活用による情報の共有化を促進し、業務プロセスの迅速化、職員の資質向上を図ります。

● 業務のマネジメント化による品質向上

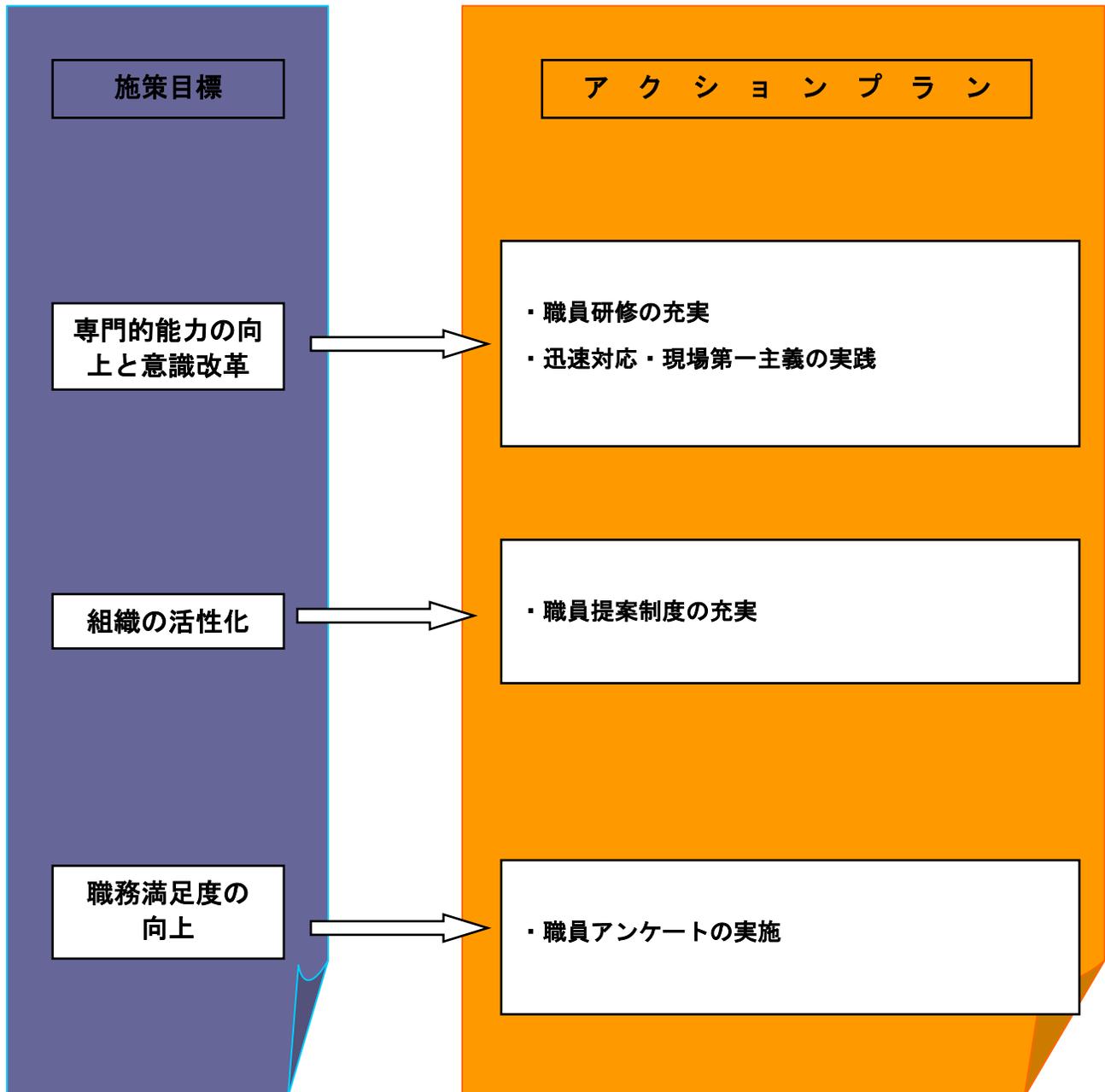
ISO9001に準じた業務のマネジメントシステム化を図り、透明性やアカウンタビリティ（説明責任）が求められる行政運営に対し、PDCAサイクルの形成による品質管理体制を構築し、町民から見て満足する行政へと変革します。

● 業務マニュアルの作成

施設運転操作や施設点検業務、お客様対応などのマニュアルを作成し、迅速かつ確実な業務遂行を図ります。

#### 4. 人材の育成と活用を図る

職員の技術・能力の強化を図るとともに、常に職員間で目標を共有し、組織が一丸となって変革に取り組める風土をつくります。



(1) 専門的能力の向上と意識改革

● 職員研修の充実

人材育成計画を作成し、事務・技術講習会などの研修会へ積極的に参加し、職員個々の能力アップを図ります。

● 迅速対応・現場第一主義の実践

町民と直接ふれあい、誠実に対応する意識を高め、より深いご理解と信頼を得られるよう努力します。

(2) 組織の活性化

● 職員提案制度の充実

職員提案制度の活用を促進し、事務改善指向の職場づくりの実現を図ります。また、提案内容の発表会を開催して、コミュニケーションを活発にするとともに、職場活力の向上を図ります。

(3) 職務満足度の向上

● 職員アンケートの実施

アンケートにより職務満足度を調査し、その結果を施策等へ反映させ、職員のモチベーションの向上を図ります。

## 数 値 目 標 2020

### 摺上川ダム受水体制の確立

ダム水切替率「平成22年度末 81.5%を100.0%」

### 維持管理の徹底

石綿セメント管解消率「平成22年度末 90.0%を 100.0%」

### 水質管理の徹底

福島地方水道用水供給企業団への委託

### 災害対策

管路の耐震化率「平成22年度末 45.5%を 70.0%」

### 環境対策

環境会計の導入

### 広報広聴の充実

ホームページの更新回数「平成22年度末 0回を12回」

### 町民皆水道

給水普及率「平成22年度末 92.0%を99.4%」

### 漏水防止対策

有収率「平成22年度末 81.6%を90.0%

### 事業評価

統計年報を水道事業ガイドラインに沿って見直すこと

### 業務の質の向上

業務のマネジメントシステム化

### 職場活力の向上

課内研修会の実施「平成22年度末 1時間を6時間」

### 業務改革

職員提案制度提案件数「平成22年度末 0件を2件」

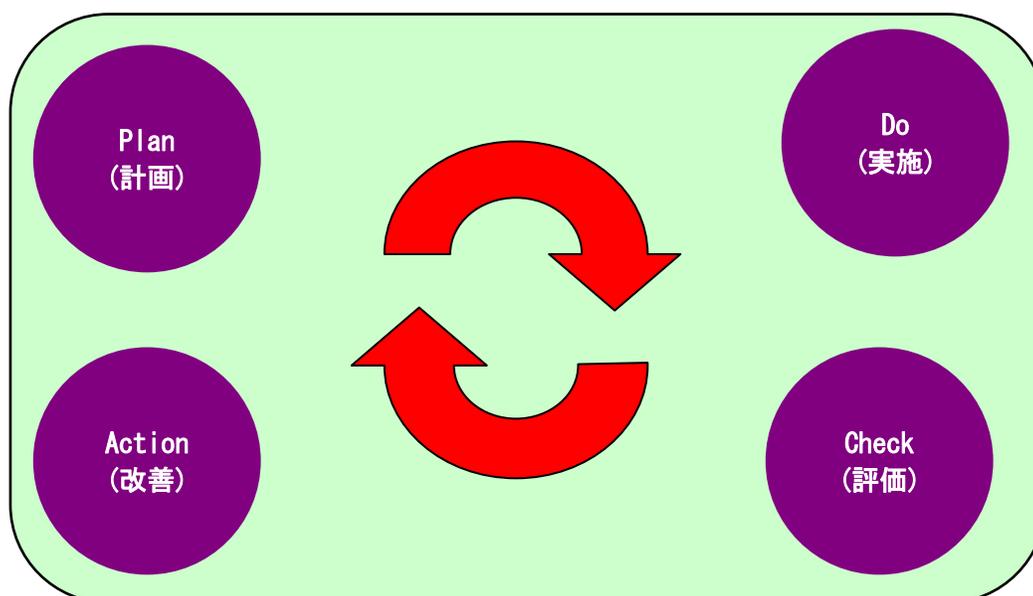
## Ⅵ 実現に向けて

本町の水道事業も拡張・発展の時代が終わり、本格的に維持管理の時代へ突入しようとしています。摺上川ダムを水源とする福島地方水道用水供給企業団からの受水開始によって、安定で良質な水を確保することができましたが、その一方、受水費の増大や簡易水道統合整備に多額の費用を要したことから財政事情が大変厳しくなっており、これまでのような大規模な資本投資の施策展開は難しい状況となっています。

この基本計画は、あくまでも現時点での基本的な考え方をまとめたものであり、基本理念に記載のとおり、目標達成のためには、毎年、ローリングを重ねながらよりよい事業を進めていくための進化を求めた計画であり、職員そして町民の共通の計画にしたいと考えています。

基本計画の策定においては、全職員での意見交換を実施し、また、町民と国見町水道事業が協働した水道づくりの視点に立ち、水道使用者や水道事業経営審議会との意見交換、パブリック・コメントを通して、より幅広い町民の意見をいただきました。

水道事業基本計画の推進にあたっては、年次によって目標値を設定し、基本方針の着実な実現をめざすこととします。また、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）の考え方にに基づき、毎年度、目標値の達成状況を把握し、ホームページや広報紙等により公表するとともに、事業成果の検証を行い、改善の必要な事業を見直しながら、「心あわせ希望に満ちた豊かで生きがいのある国見町」の実現をめざしてまいります。



## VII 参 考 資 料

### 1. 国見町水道事業基本計画策定の経緯

### 2. 「用語説明」

日本水道協会「水道用語辞典」等から抜粋

## 1. 国見町水道事業基本計画策定の経緯

会議開催日	会議名等	内 容
2月16日(木)	国見町水道事業経営審議会	水道事業基本計画(素案)について
7月5日 ～7月29日	パブリック・コメントの実施	水道事業基本計画(素案)のパブリック・コメントの実施
8月22日(月)	国見町水道事業経営審議会	パブリック・コメントについての報告 水道事業基本計画(最終決定案)について審議・決定
9月8日(木)	国見町定例議会	水道基本計画策定について報告
9月20日(火)		公表

## 2. 「用語説明」

日本水道協会「水道用語辞典」等から抜粋

### 【あ行】

●ISO14001（あいえずおー14001）・・・P17

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が地球規模の環境保全意識の高まりを背景に制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格のこと。

①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を3年ごとに継続することを盛り込んでいる。

●ISO9001（あいえずおー9001）・・・P32

製品またはサービスの品質を保証し、顧客の満足及び改善を含む組織を管理するためのシステムのこと。国際標準化機構（ISO）は、品質保証及び品質マネジメントシステムのための国際規格としてISO9000シリーズを制定している。顧客からみた品質保証の最低限の要求事項を規定していることから、これに適合したマネジメントシステムを構築、実行、維持することは、顧客の要求事項を満たす能力があることを実証することになる。

●IT（あいていー）・・・P17、29、32

「情報技術（Information Technology）」のこと。コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術などをいう。

●アカウントビリティー・・・P32

説明責務。近年は広く行政機関の諸活動に関する説明責務が行政責任に組み込まれつつある。

●インターネット・・・P17、25、32

相互接続によって、離れているコンピュータ間でお互いにデータのやりとりができる通信ネットワークのこと。

●イントラネット・・・P16、32

組織内ネットワーク。ネットワーク同士を結ぶために開発されたインターネットの技術を使って、企業や部局の内部のネットワークを構築したもの。インターネットのもじり。

●NS継手（えぬえすつぎて）・・・P22

配水管などとして布設されるダクタイル鋳鉄管用の継手。伸縮し離脱防止機能があるため耐震性があるとされている。

## 【か行】

●簡易水道（かんいすいどう）・・・P7、9、11、14、21、24、28

計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道。

飲料水供給施設は、計画給水人口が51人以上100人以下の水道。

●環境会計（かんきょうかいけい）・・・P19、22

環境問題の原因である二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷を少しでも減らすために、1年間にいくらか費用（コスト）をかけてどのような対策をしたか、その結果どのくらい減らすことができたか（効果）を一目でわかるようにまとめたもの。

環境会計の効果は、経済的効果だけでなく、二酸化炭素排出量や廃棄物排出量をどれくらい減らすことができたかを示す環境保全効果とを総合的にみることから、収入や支出、利益や赤字・黒字、予算や決算という「会計」の概念にはならない。

●環境負荷（かんきょうふか）・・・P22

日常生活や産業活動などを通じて発生する排ガスや汚水、廃棄物など、環境を汚染する原因となるもの。

●危機管理（ききかんり）・・・P15、22

リスク管理ともいう。水道に関するリスクとしては、濁水や水質事故、水道施設の破損、停電などのような例が考えられる。

●企業債（きぎょうさい）・・・P30

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。一般的に言えば借入金であり、国や公営企業金融公庫などより借り入れる。

●寄付採納（きふさいのう）・・・P24、27

ここでは、個人や企業などが所有する給水管についての寄付の申し出を受け、水道事業の所有とすることを言う。

●給水原価（きゅうすいげんか）・・・P12

水道水を製造し使用者に届けるのにかかる1m<sup>3</sup>当たりの経費。

●給水戸数（きゅうすいこすう）・・・P12

給水契約の対象となっている戸数のこと。

●給水人口（きゅうすいじんこう）・・・P7、8、12、13、28

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。

●給水装置（きゅうすいそうち）・・・P6、26、27

配水管から分岐して設けられた給水管から蛇口までをいう。

●供給単価（きょうきゅうたんか）・・・P12

料金として受け取る水道水1m<sup>3</sup>あたりの平均販売単価。

●業務指標、PI（ぎょうむしひょう、ぴーあい）・・・P13

ここでいう業務指標（PI）とは、「水道事業ガイドライン」に定められている水道サービスに関わる業務を定量（数値）化するための指標のこと。

●緊急遮断弁（きんきゅうしゃだんべん）・・・P22

地震や管路の破裂などの異状を検知すると、自動的に緊急遮断できる機能を持ったバルブ。

●グリーン製品（ぐりーんせいひん）・・・P23

環境負荷の少ない製品や資材。近年では消費者団体に限らず、国や自治体などによるグリーン購入（グリーン製品を自覚的に優先して購入すること）が活発になりつつある。

●広域化（こういきか）・・・P16、29、30

市町村単位で水道事業を運営するよりは、水道を地域的にまとめることにより水資源の利用や重複投資を避け、施設を合理的に利用することによって給水の安定化と財政基盤の強化を図れるとの考え方。

## 【さ行】

●最大稼働率（さいだいかどうりつ）・・・P12

一日最大給水量÷一日給水能力×100（%）で示される指標で、一日に給水できる能力のうち最大でどれくらいの給水を行ったかを表す。

●施設利用率（しせつりょうりつ）・・・P12

一日給水能力に対する一日平均給水量の割合で、給水できる能力のうち平均的にどのくらいの割合施設を使って給水しているかを表す。

●自然流下（しぜんりゅうか）・・・P14

位置エネルギーを利用して水を流下させる方式。ポンプ圧送方式に対する用語である。

●指定管理者（していかんりしゃ）・・・P14

平成15年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年9月施行されたことに伴い、公の施設の管理委託について、従来、地方自治体の出資法人、公共団体、公共的団体等に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」が廃止され、地方自治体が指定する指定管理者に代行させる「指定管理者制度」が導入されました。

●支払利息（しはらいりそく）・・・P30

企業債などの借入金について支払う利息をいう。

●受水（じゅすい）

・・・P3、9、10、11、16、18、20、27、30、31、36

他の地方公共団体や水道用水供給事業から、浄水などを受けること。

●受水槽（じゅすいそう）・・・P22

給水装置からの水を直接受水するための水槽。各水道事業体の基準により直結給水方式ができない場合、または需要者が常時一定の水量を使用する場合などに設置される。

●循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）・・・P15

大量生産→大量消費→大量廃棄という最終的に環境に大きな負担を与える従来の社会システムに対して、日常生活や産業活動において、再資源化などを通じて大気や水、物質の循環を図るなど、環境負荷の少ない社会システムを表わす言葉。

●償還元金（しょうかんばんきん）・・・P30

企業債などの借入金について支払う元金をいう。

●水道事業経営審議会（すいどうじぎょうけいえいしんぎかい）・・・P36

水道に関する事項について調査審議と意見を聴くために設置され、当町の場合、委員は学識経験者や水道利用者など10名以内で構成されている。

●水道普及率（すいどうふきゅうりつ）・・・P12

現状における給水人口と行政区域内人口の割合。給水普及率は計画給水区域における人口のうち現状の給水人口との比で、水道普及率とは異なる。

●水道法の改正（すいどうほうのかいせい）・・・P16

昭和32年（1957年）に水道法が制定されて以来、水道事業は原則として地方公共団体が経営するものとされていたが、平成14年（2002年）4月施行の水道法改正では、責任体制も含めた形での水道施設の技術的な管理業務の第三者（他の市町村や民間事業者）への委託が制度化された。この他、改正水道法の概要としては、①水道事業の広域化による管理体制の強化、②自家用水道への水道法適用、③ビルなどの貯水槽水道の管理の充実、④水道利用者に対する情報提供の充実などが挙げられる。

●摺上川ダム（すりかみがわだむ）・・・P 3、13、16、20、35、36

阿武隈川水系摺上川を水源とする国土交通省直轄の多目的ダム。水道用水のほかに、治水、かんがい、発電、工業用水の用途がある。

●石綿セメント管（せきめんせめんとかん）・・・P 21

石綿にセメントを混ぜて製造した水道用の管。アスベストセメント管、石綿管とも呼ばれる。長所としては軽量で、加工性が良い、また価格が安いなどがあげられ、昭和30年台を中心に全国の水道事業者で採用された。しかし、強度面や耐衝撃性で劣るなどの短所がある。なお、人体内へのアスベスト吸入による健康への影響が問題となり、現在、製造が中止されている。

## 【た行】

●第三者委託（だいさんしゃいたく）・・・P 16

水道事業者の設置者などは、水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者またはその業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができるものとされている。この委託した業務の範囲内においては、委託者である水道事業者等は水道法上の責務について適用除外され、受託した水道管理業務受託者がその責務を負うこととなるが、給水義務等の責任は、水道事業者固有の責任であり、受託者が原因でこれらの責任が果たされない場合であっても、水道事業者がその責任を負うこととなる。

●第三セクター（だいさんせくたー）・・・P 16

政府や自治体（第一セクター）と民間（第二セクター）とが共同出資して設立する経営組織体。

●直結給水（ちょっけつきゆうすい）・・・P 22

給水装置の末端である給水栓まで、受水槽を経由せず、管で連続して直接給水する方式のこと。近年、建物の中高層化が進むなか、受水槽の衛生管理の不備による水質悪化が問題となっており、直接給水する高圧給配水システムが有効な手段とされている。

●デフレ（でふれ）・・・P 17

持続的に一般物価水準が下落する不況状況のこと。

●出前教室（でまえきょうしつ）・・・P 24、25

上下水道課の広報啓発事業の一環として実施するもので、課職員が講師となって小学校へ出向き、水道にかかる内容の体験型授業などを行う啓発活動のこと。

●出前講座（でまえこうざ）・・・P 24、25

町民の要望に応じて職員が出向き、町の事業や制度について説明するもの。町政への理解や関心を深めてもらうとともに、これからのまちづくりについて町民と一緒に考えようというもの。

●電子商取引（でんししょうとりひき）・・・P 17

インターネットなど電子的ネットワークを通じて行われる商品やサービスの取引。

●同時多発テロ（どうじたはつてろ）・・・P 15

同時に複数の場所で暴力的手段によって社会に恐怖を与えることで何らかの目的を果たそうとする行為。2001年9月11日アメリカのニューヨークで起こった同時多発テロ以降、テロリズムが国際的に活発化し、大規模な破壊をもたらす新しい脅威となっている。

## 【は行】

●配水管（はいすいかん）・・・P 12、26、27、32

浄水場において製造された浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に輸送するために配置された管。

●配水池（はいすいち）・・・P 9、19、22

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。

●パブリック・コメント（ぱぶりっく・こめんと）・・・P 38

行政機関などの意思決定過程において広く国民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

●PDCAサイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）・・・P 2、29、36

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順

に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

●フィードバック（ふいどぼっく）・・・P 5

結果を再度現状にあてはめて考え直すこと。

●配水ブロック（はいすいぶろっく）・・・P 3 2

給水区域を一定の規模に分割して管理するブロックのこと。地震などが発生した際にブロック単位の素早い復旧が可能となるほか、配水圧力の適正化、管網整備や漏水対策の効率化が図れるなどの利点がある。

●負荷率（ふかりつ）・・・P 1 2

一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合。

●福島地方水道用水供給企業団（ふくしまちほうすいどうようすいきょうきゅうきぎょうだん）

・・・P 9、2 0、2 4、3 6

国見町をはじめ、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町の3市3町に水道用水を供給することを目的に設立された一部事務組合。

●輻輳管（ふくそうかん）・・・P 2 7、2 9、3 2

一か所に多く集まった水道管のこと。

## 【ま行】

●末端供給（まつたんきょうきゅう）・・・P 3 1

需要者の蛇口まで水道水を供給することを末端給水といい、この末端給水を行うことを目的とした事業を慣用的に末端給水事業と呼んでいる。水道事業と同意義である。

●モチベーション（もちべーしょん）・・・P 1 8、3 4

動機付け、やる気、意欲などのこと。

## 【や行】

### ●有効水量（ゆうこうすいりょう）・・・P12

給水量の分析を行うにあたっては有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区分される。使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいう。

### ●有収水量（ゆうしゅうすいりょう）・・・P12

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

### ●有収率（ゆうしゅうりつ）・・・P12、P32

有収水量を給水量で除したもの（％）で、料金徴収の対象になった水量の率。

## 【ら行】

### ●ライフライン（らいふらいん）・・・P1、15

本来の命綱、生命線（頼みの綱）という意味から派生し、電気、ガス、水道など、町民生活に必要なものをネットワーク（ライン）により供給する施設または機能のこと。これらに通信や輸送を加える場合もある。

### ●ローリング方式（ろーりんぐほうしき）・・・P4

経営などの長期計画を進めるときに、実施状況と計画のずれを随時点検しながら修正を図る方法。

## 【わ行】

### ●ワンストップサービス（わんすとっぷさーびす）・・・P25

利用者が一か所で所用がすむように、各種窓口業務などを集約すること。

---

# 国見町水道事業基本計画

平成23年8月作成

国見町上下水道課

編集・発行

国見町水道事業経営審議会

〒 969-1792

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二2番1

電話番号 024(585)2997

FAX番号 024(585)2181

ホームページ <http://www.town.kunimi.fukushima.jp/>

メールアドレス [suido@town.kunimi.fukushima.jp](mailto:suido@town.kunimi.fukushima.jp)

---



## 国見町上下水道課